

緊急小修繕に係る登録基準

(趣旨)

第1条 この基準は、緊急小修繕に係る取扱い要領（平成20年4月1日施行）第1条に規定する緊急小修繕（以下「緊急小修繕」という。）に係る登録（以下「登録」という。）に関し、同要領第4条第1項に規定する知事が別に定める基準その他必要な事項を定めるものとする。

(登録業種)

第2条 登録業種は以下のとおりとする。

- (1) 建築工事
- (2) 電気工事
- (3) 管工事
- (4) 電気通信工事

(登録することができる者)

第3条 登録することができる者は、次に掲げる者以外の者とする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けている者
- (3) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行。以下「資格審査取扱い基準」という。）に基づく資格の認定又は資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定を受けていない者
- (4) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けている者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）
- (6) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者
- (7) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (8) 第9条の規定により、登録を取り消された者で、当該取り消された日から2年を経過していない者
- (9) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格で緊急小修繕登録希望業種の資格認定等を受けていない者
- (10) 和歌山市内に本店または支店、若しくは営業所がない者
- (11) 夜間・休日を問わず、24時間修繕対応が可能でない者
- (12) 基準日（緊急小修繕登録申請書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）の提出日が属する年度の12月1日をいう。以下同じ。）前5

年間において、官公庁の庁舎、職員住宅若しくは公営住宅又は民間の共同住宅（20戸以上のものに限る。）の修繕実績（下請に係るものも含む。）がない者

- (13) 契約の履行が困難と認められる者
- (14) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施に当たり、過失により修繕工事を粗雑にしたと認められる者（登録を希望する年度の前年度において登録されていた者に限る。）
- (15) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施に当たり、契約に違反するなど、受注者として不適当であると認められる者（登録を希望する年度の前年度において登録されていた者に限る。）

（登録申請）

第4条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録申請書を次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、知事が特に認める場合は、その一部の添付を免除することができる。

- (1) 経営状況等に関する次に掲げる書類
 - ア 経営状況調書（別記第2号の1様式）
 - イ 修繕履歴書（別記第2号の2様式）
 - ウ 修繕履歴書に記載された修繕実績が和歌山県総務部総務管理局管財課が管理する施設に係るもの以外のものである場合にあっては、当該修繕実績に係る契約の履行状況を証明することができる書類
- (2) 連絡体制表（別記第3号様式）
- (3) 登録申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状（別記第4号様式）
- (4) 緊急小修繕登録希望業種に係る和歌山県国土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し
- (5) 所在地見取図（別記第5号様式）
- (6) 和歌山市内に支店若しくは営業所があることを証明する書類（和歌山市内に本店又は本社がある場合は不要）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
（登録申請書類の作成に用いる言語等）

第5条 登録申請者が、登録申請書及びその添付書類（以下「登録申請書類」という。）の作成の際に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登録申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 登録申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 登録申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

(登録審査)

第6条 知事は、第4条の規定により登録申請書類が提出されたときは、次の各号に掲げる項目について登録審査を行うものとする。

(1) 事業の経営状況に関する次に掲げる事項

- ア 基準日における営業年数
- イ 基準日において従事する社員の数
- ウ 基準日の属する事業年度の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人にあっては資本金、準備金、積立金及び繰越金とし、個人にあっては繰越純資本とする。）
- エ 基準日における建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可の状況
- オ 登録を希望する業種別に基準日の属する事業年度の直前の事業年度の年間完工事高

(2) 修繕履歴書に記載された修繕実績に係る契約履行状況

(登録業者の決定等)

第7条 知事は、前条の規定による登録審査の結果、登録申請者が登録基準を満たすと認めたときは、当該登録申請者を緊急小修繕登録業者（以下「登録業者」という。）として決定するとともに、その氏名又は名称その他必要な事項を緊急小修繕登録業者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとし、管財課長は緊急小修繕登録結果通知書（別記第6号様式（その1））により、その旨を当該登録申請者に通知するものとする。

2 前条の規定による登録審査の結果、登録申請者が登録基準を満たさないと知事が認めたときは、管財課長は、当該登録申請者に対し、緊急小修繕登録結果通知書（別記第6号様式（その2））により、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による名簿への登載日は、当該年の4月1日とする。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(登録の取消)

第9条 知事は、登録業者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する登録資格を欠くこととなった場合

(2) 登録申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合

(3) 経済的信用を著しく欠くと認められる場合

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該登録業者に通知するものとする。

(変更届)

第 10 条 登録業者は、その登録の有効期間中に、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、直ちに緊急小修繕登録事項変更届（別記第 7 号様式）に当該事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 営業を休止し、又は廃止したとき
- (2) 営業規模を著しく変更したとき
- (3) 商号又は名称を変更したとき
- (4) 本店又は営業所等の所在地を変更したとき
- (5) 登録申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を変更したとき
- (6) 代理人を変更したとき
- (7) その他、登録内容に変更のあったとき

(登録内容の変更)

第 11 条 知事は、前条の届出があったときは、当該届出事項について審査するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による審査の結果、登録内容を変更する必要があると認めたときは、その登録申請者の登録内容を変更するとともに名簿の登載内容を変更するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により登録業者の登録内容を変更したときは、その旨を当該登録業者に通知するものとする。

(登録の承継)

第 12 条 登録業者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その承継する営業に係る登録を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその 2 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人
- (4) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人
- (5) その他知事がこれらに類すると認める者

- 2 前項の規定に基づき登録を承継しようとする者は、緊急小修繕登録承継申請書（別記第 8 号様式）に当該承継の事実を証する書類を添付して知事に提出するものとする。

(参加の停止)

第 13 条 知事は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年 6 月 15 日制定）に基づき、登録業者が県土整備部において入札参加資格停止措置が取られた時は、当該登録についても同様の措置をとるものとする。

2 知事は、前項の規定によらず、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づく期間で参加の停止を行うものとする。

- (1) 緊急小修繕の実施に当たり、過失により修繕工事を粗雑にしたと認められるとき。
- (2) 緊急小修繕の実施に当たり、契約に違反するなど、受注者として不適当であると認められるとき。
- (3) 安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者（治療 30 日を超える傷病をいう。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。
- (4) 安全管理の措置が不適切であったため、修繕関係者に死亡者若しくは負傷者（治療 30 日を超える傷病をいう。）を生じさせたと認められるとき。

3 知事は、第 1 項及び前項の場合において当該登録業者にその旨通知するものとする。

附則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、令和 3 年 2 月 22 日から適用する。

附則

この基準は、令和 5 年 1 月 30 日から適用する。

附則

この基準は、令和 7 年 3 月 5 日から適用する。